

1 県民芸術劇場とは

県内各地の公立文化施設において、優れた舞台芸術を鑑賞、参加・体験できる機会を提供し、県民のこころの豊かさを育むとともに、県内の芸術家、芸術団体等と協力して、施設の規模に応じた公演を企画することにより、芸術団体等の育成、文化施設の活性化並びに県民文化の高揚を図るため、公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が兵庫県補助金の交付を受けて、その経費の一部を負担して実施するものです。ただし、以下の協会負担上限額は、令和3年度の内容であるため、来年度兵庫県当初予算確定後に変更する場合があります。

2 対象

一般県民

3 実施時期

令和4年4月～令和5年3月

4 会場

公立文化施設（1施設につき1年度1事業を限度）

5 入場料

原則として有料（地元主催者が収入）

6 公演団体・演目

「令和4年度県民芸術劇場登録団体・演目リスト」に掲載されている公演団体、演目

7 協会及び地元主催者の基本的な役割

(1) 協会（兵庫県補助金）

ア 施設の規模に応じた公演内容を企画・リスト化して紹介

イ 出演料の1/2及びこれに付随する消費税額を負担（上限あり）

(2) 地元主催者（市町、市町教育委員会、文化振興財団、指定管理者等）

ア 会場確保、設営、PR、入場券の販売、当日の運営等公演の実施にかかる事務

イ 出演料のうち協会負担額を除いた残額とその他の経費及びこれらに付随する消費税額を負担

8 協会負担上限額 ※令和4年度兵庫県当初予算確定後、変更する場合があります。

1,100,000円〔出演料（源泉所得税及び消費税を含む）の1/2、円未満切捨て〕

〔注〕出演料が、2,200,000円に満たない場合は、その出演料の1/2の額

9 開催希望調査について（留意点）

申込期限までに必要事項を記入のうえ開催希望調書を協会に提出してください。

なお、希望にあたっては下記のごとに十分留意してください。

- (1) 公演内容、公演時期、会場条件、出演料、最適鑑賞人数等、詳細は各公演団体に必ずご確認ください。
- (2) 公演団体からの見積書を、必ず添付してください。飲食費、公演団体運営のための経常的経費、航空列車運賃の特別料金(ビジネスクラス以上料金・グリーン料金)は対象外ですのでご注意ください。
- (3) 原則、有料公演としてください。ただし、前売券、当日券を問わず、令和3年度県民芸術劇場基準入場料の額を上限とし、上限を超える場合、または無料公演とされる場合は、理由書を添付してください（理由書の内容も採択可否の判断材料となります）。

10 提出期限

令和3年11月30日（火）必着

11 調整及び結果通知について ※令和4年3月頃を予定

開催希望については、協会が採択可否の調整を行います。なお、結果については不採択の場合も必ず通知します。

12 問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3

(公財) 兵庫県芸術文化協会 文化振興部 事業第1課 坪川

TEL 078-321-2002 FAX 078-321-2139

E-mail kengei@hyogo-arts.or.jp